

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給を記載した書類 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人えひめ西条つながり基金(以下「本財団」という。)定款第14条及び30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、(別表)常勤役員棒給表に基づき定例役員報酬を支給する。非常勤役員に対しては、役員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。

4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、退職手当を支給することができる。退職手当は在職期間1年ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の定例報酬月額は、(別表)常勤役員棒給のとおりとし、各々の役員の報酬月額は棒給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定に準ずる。非常勤役員にあつては、役員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人名義の金融機関口座に支給する。ただし、本人の指定する本人名義以外の金融機関口座に振り込むことはできない。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(交通費)

第7条 役員及び評議員には、活動に応じてかかった費用の請求があつたものについて、交通費を支給する。これを請求のあつた日の当月末日までに事務局で取りまとめて、翌月末日に支払うものとする。ただし、前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(費用)

第8条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担し、又は負担した費用につ

いては、これを請求のあった日の当月末日までに事務局で取りまとめて、翌月末日に支払うものとする。ただし、前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本財団は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規定の改正は、本財団の定款第16条第2号及び同第3号に基づき、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規定は、公益財団法人の登記の日から施行する。(令和4年4月8日理事会及び評議員会議決)

(別表) 常勤役員棒給表(単位:円)

月額	月額	月額
第1号 50,000	第11号 150,000	第21号 250,000
第2号 60,000	第12号 160,000	第22号 260,000
第3号 70,000	第13号 170,000	第23号 270,000
第4号 80,000	第14号 180,000	第24号 280,000
第5号 90,000	第15号 190,000	第25号 290,000
第6号 100,000	第16号 200,000	第26号 300,000
第7号 110,000	第17号 210,000	第27号 310,000
第8号 120,000	第18号 220,000	第28号 320,000
第9号 130,000	第19号 230,000	第29号 330,000
第10号 140,000	第20号 240,000	第30号 340,000